

令和7年度使用済み材処理業務単価 仕様書

本仕様書は、奈良県広域水道企業団大和郡山事務所が管轄する浄水施設において保管する、廃棄物使用済み材の収集運搬およびその処理業務に適用する。

1 廃棄物の名称 使用済み材

2 業務場所 奈良県大和郡山市額田部北町 昭和浄水場 保管場所①

奈良県大和郡山市矢田町 矢田山第4配水池 保管場所②、③

3 業務期間 令和8年2月12日から令和8年3月19日まで

4 契約種別 単価契約

5 予定処分量 70m³

6 廃棄物の保管と性状

①上記2において、屋根なし屋外での保管である。

②ポリエスチル球状集合体(約5mm径)を基材とし、井戸水のろ過を約16年間行ったもの。

③主たる付着物は、マンガン、鉄の化合物である。

④環境庁告示13号試験において基準値以下であり、管理型最終処分場に埋め立て可能である。

⑤廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第5項の規定による特別管理産業廃棄物には該当しない。

7 収集運搬および処分方法

①上記2において、使用済み材を積込、計測し清掃を行うこと。

②使用済み材を運搬し処分場へ運搬すること。

③運搬後の処分は焼却処理とし、熱回収等の再資源化を行うこと。

④作業時間は、原則として8時30分から17時までとし、詳細は浄水場係員と協議すること。

8 関係法規の遵守等

①廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)及びその他関係法令を遵守し、適正に履行すること。

②収集運搬および処分については、再委託してはならない。

③受注者は、廃棄物処理法及び関係法令を遵守し、不法行為を行ってはならない。

④産業廃棄物の搬入に係る事前協議が必要な都道府県においては、その手続きは受注者が行うものとする。また、その手続きに必要な使用済み材の分析費用等も受注者の負担で行うものとする。

⑤受注者は道路交通法を遵守し、安全運転に努めること。また、過積載は行わないこと。

⑥業務関連場所は、清掃し清潔な環境を保つこと。

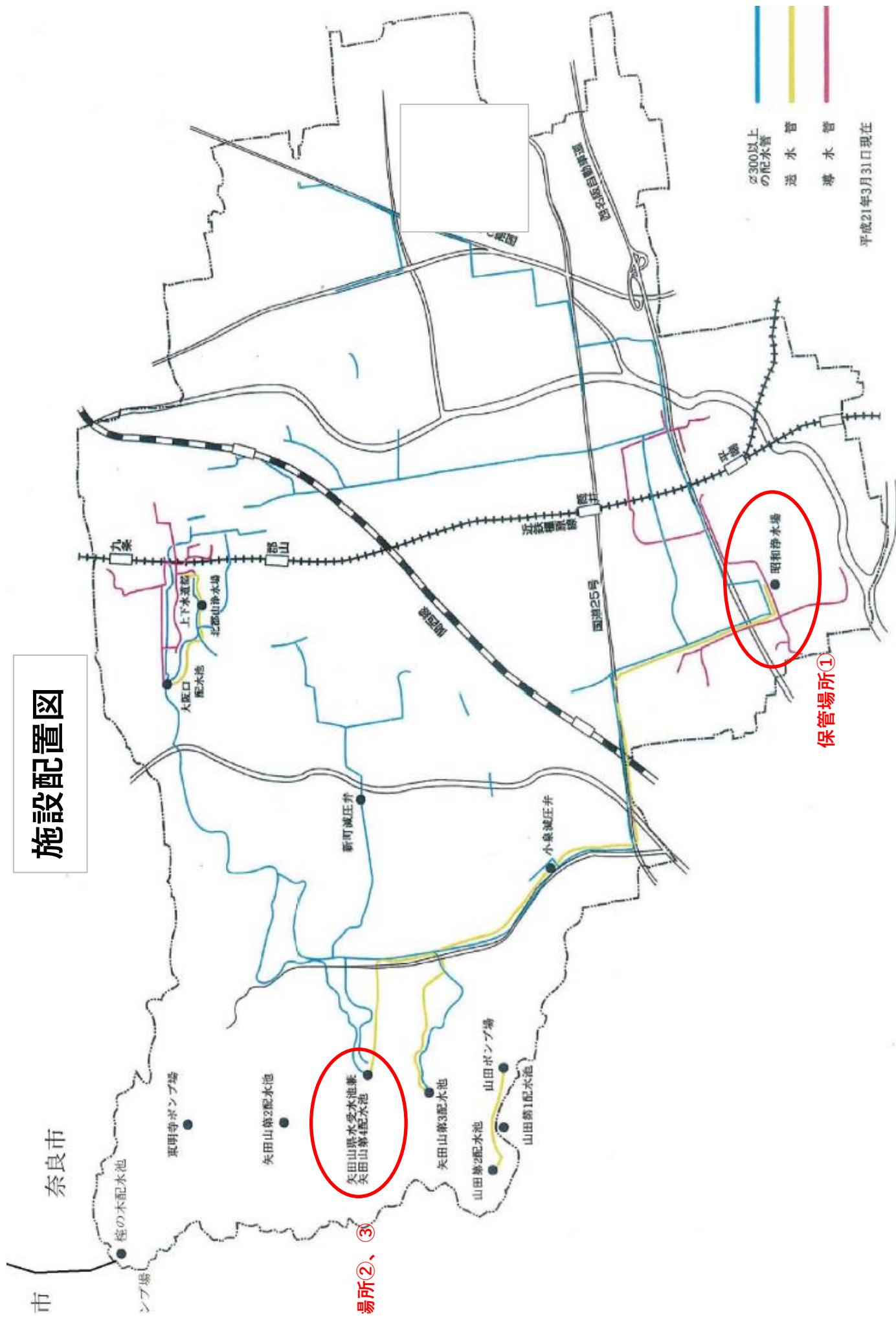
⑦受注者は、運搬に際し、沿道・近隣関係者とトラブルが生じないように十分注意し、安全運転に努めること。万一、第三者との間にトラブルが生じた場合は速やかに受注者の責任により対処すること。

9 提出書類

- (1) 契約時 ①産業廃棄物の収集運搬許可証及び処分業許可証の写し
②産業廃棄物運搬車両の車検証及び自動車検査証記録事項の写し
③最終処分地、中間処理施設、種類別、収集運搬に係る許認可について、該当する府、県、市の許可の写し
- (2) 業務完了時 ①産業廃棄物管理票(マニフェスト)
②作業写真帳
③作業報告書

10 その他 本仕様書に記載のない事項については、協議により決定するものとする。

施設配置図

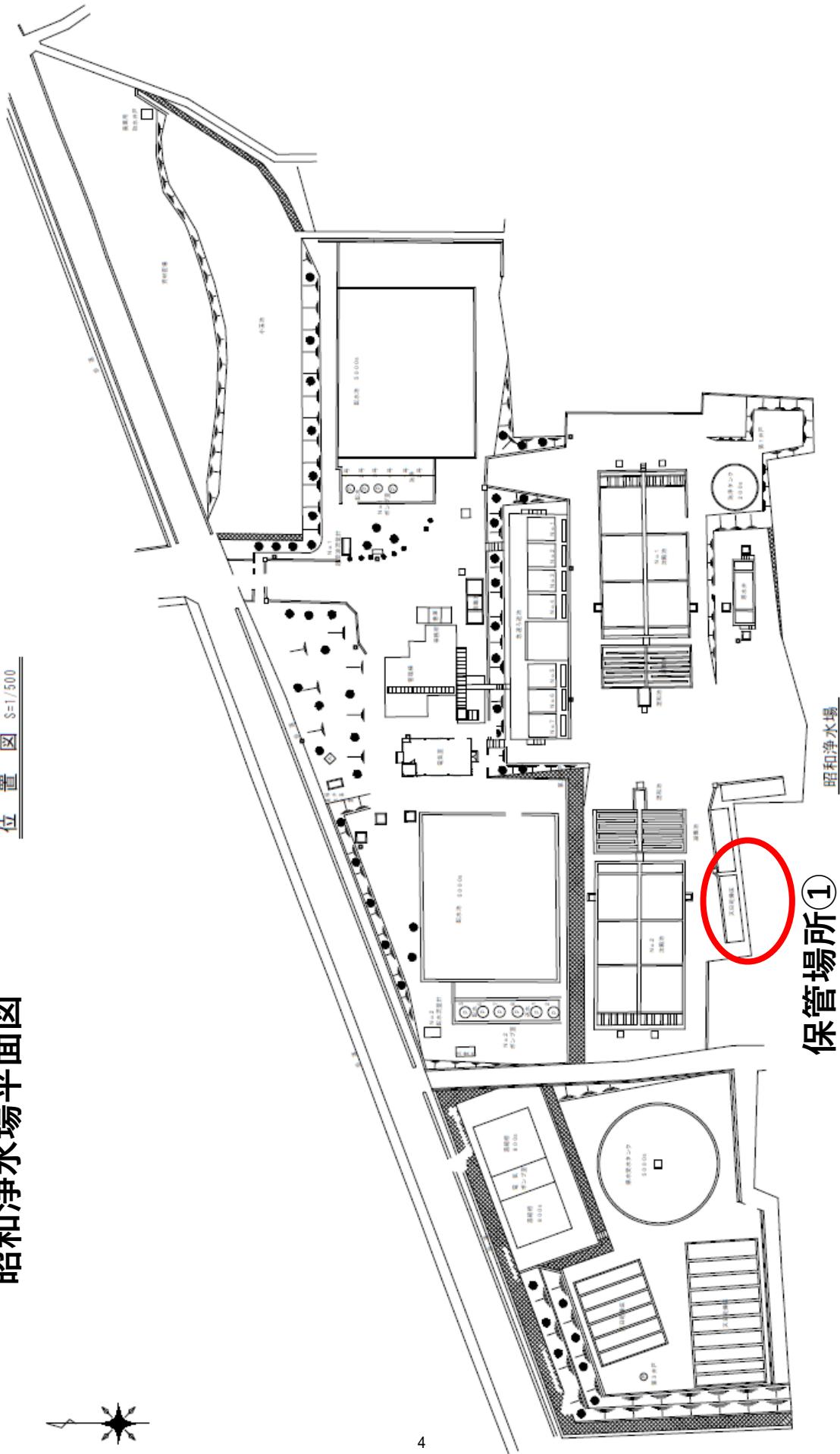


昭和淨水場平面図

位 置 図 $S=1/500$

保管場所①

昭和淨水場



矢田山県水受水池兼第4配水池_全体配置図 A3:S=1/500

